

本資料は、2024/7/26開催のシステム事業者様向けの資料です。
医療機関様には、アンケート提出後提供される医療機関向け資料を
配布ください。

標準型電子カルテについて

厚生労働省 医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

医療DXについては、医療DXの推進に関する工程表(*)に基づき、各施策に取り組んでいる。

(*) 第2回医療DX推進本部決定(令和5年6月2日)

第2回医療DX推進本部
(令和5年6月2日)

医療DXの推進に関する工程表(概要)

基本的な考え方

- 医療DXに関する施策の業務を担う主体を定め、その施策を推進することにより、①国民のさらなる健康増進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の5点の実現を目指していく
- サイバーセキュリティを確保しつつ、医療DXを実現し、保健・医療・介護の情報を有効に活用していくことにより、より良質な医療やケアを受けることを可能にし、国民一人一人が安心して、健康で豊かな生活を送れるようになる

マイナンバーカードの健康保険証の一体化の加速等

- 2024年秋に健康保険証を廃止する
- 2023年度中に生活保護(医療扶助)でのオンライン資格確認の導入

全国医療情報プラットフォームの構築

- オンライン資格確認等システムを拡充し、全国医療情報プラットフォームを構築
- 2024年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、電子カルテ情報共有サービス(仮称)を構築し、共有する情報を拡大
- 併せて、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係るマイナンバーカードを利用した情報連携を実現するとともに、次の感染症危機にも対応
- 2024年度中に、自治体の実施事業に係る手続きの際に必要な診断書等について、電子による提出を実現
- 民間PHR事業者団体やアカデミアと連携したライフログデータの標準化や流通基盤の構築等を通じ、ユースケースの創出支援
- 全国医療情報プラットフォームにおいて共有される医療情報の二次利用について、そのデータ提供の方針、信頼性確保のあり方、連結の方法、審査の体制、法制上あり得る課題等の論点について整理し検討するため、2023年度中に検討体制を構築

①はじめに

医療DXの工程表において、

- 標準型電子カルテについて、2023年度に必要な要件定義等に関する調査研究を行い2024年度中に開発に着手する
- 遅くとも2030年には、概ねすべての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す

こととしている。

第2回医療DX推進本部
(令和5年6月2日)

電子カルテ情報の標準化等

- 2023年度に透析情報及びアレルギーの原因となる物質のコード情報について、2024年度に蘇生処置等の関連情報や歯科・看護等の領域における関連情報について、共有を目指し標準規格化。2024年度中に、特に救急時に有用な情報等の拡充を進めるとともに、救急時に医療機関において患者の必要な医療情報が速やかに閲覧できる仕組みを整備。薬局との情報共有のため、必要な標準規格への対応等を検討
- 標準型電子カルテについて、2023年度に必要な要件定義等に関する調査研究を行い、2024年度中に開発に着手。電子カルテ未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援策の検討
- 遅くとも2030年には、概ねすべての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す

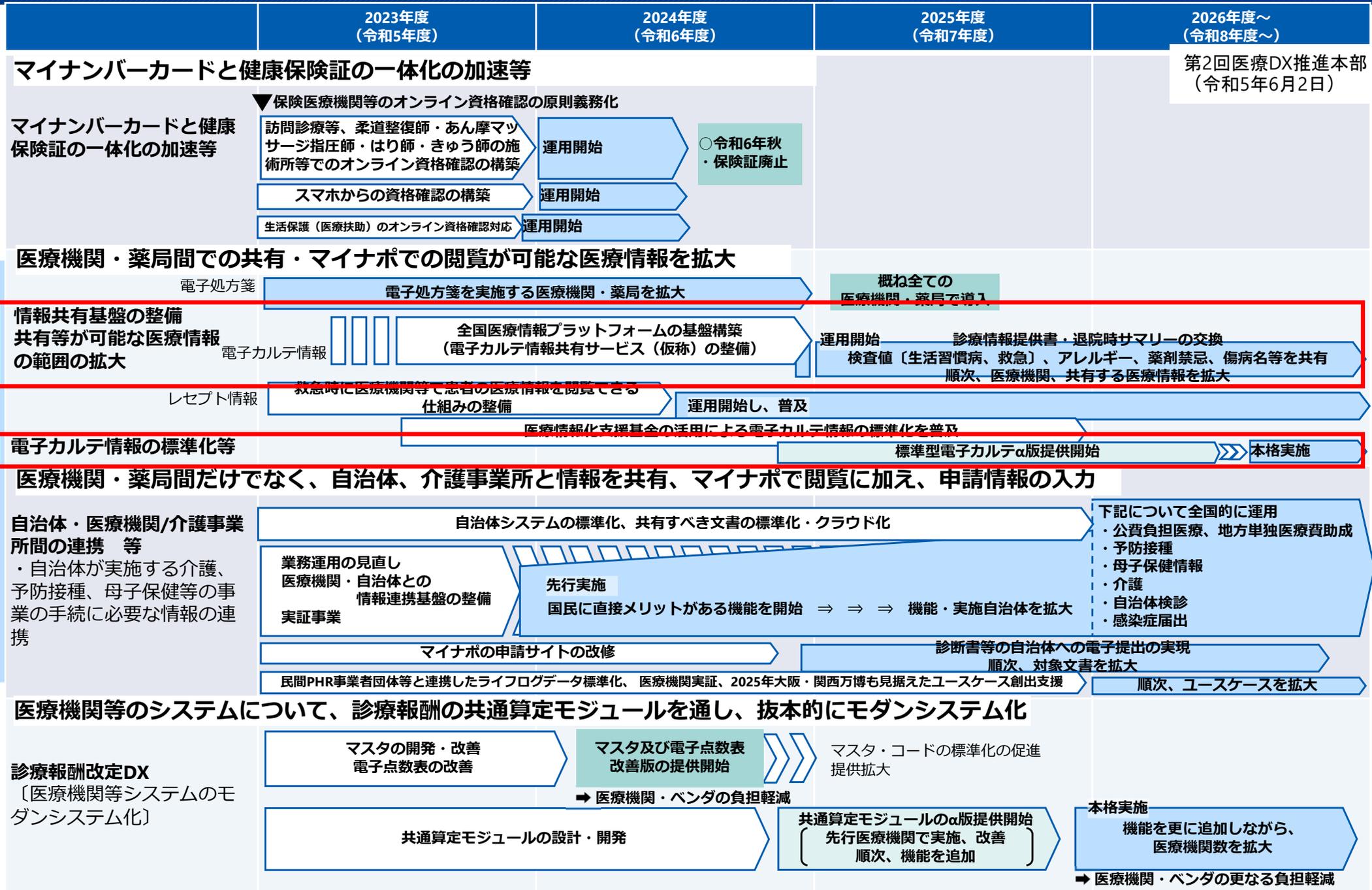
診療報酬改定DX

- 2024年度に医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善・提供して共通コストを削減。2026年度に共通算定モジュールを本格的に提供。共通算定モジュール等を実装した標準型レセコンや標準型電子カルテの提供により、医療機関等のシステムを抜本的に改革し、医療機関等の間接コストを極小化
- 診療報酬改定の施行時期の後ろ倒しに関して、実施年度及び施行時期について、中央社会保険医療協議会の議論を踏まえて検討

医療DXの実施主体

- 社会保険診療報酬支払基金を、審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組
- 具体的な組織のあり方、人員体制、受益者負担の観点から踏まえた公的支援を含む運用資金のあり方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



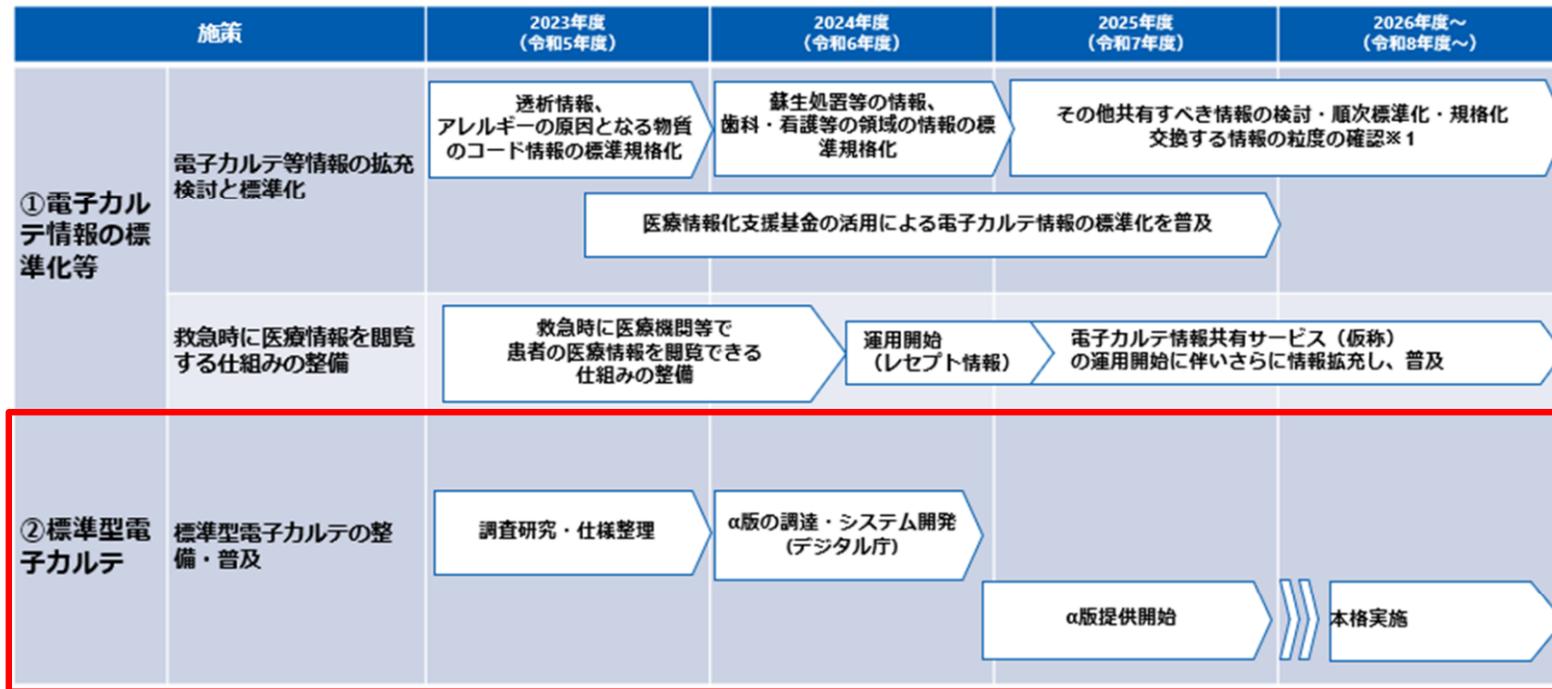
全国医療情報プラットフォームの構築

①はじめに

前述の工程表を踏まえた今後の進め方として、標準型電子カルテについては、2023年度に厚生労働省にて必要な要件定義等に関する調査研究を行い、2024年度にデジタル庁にてα版のシステム開発に取り組むこととしている。

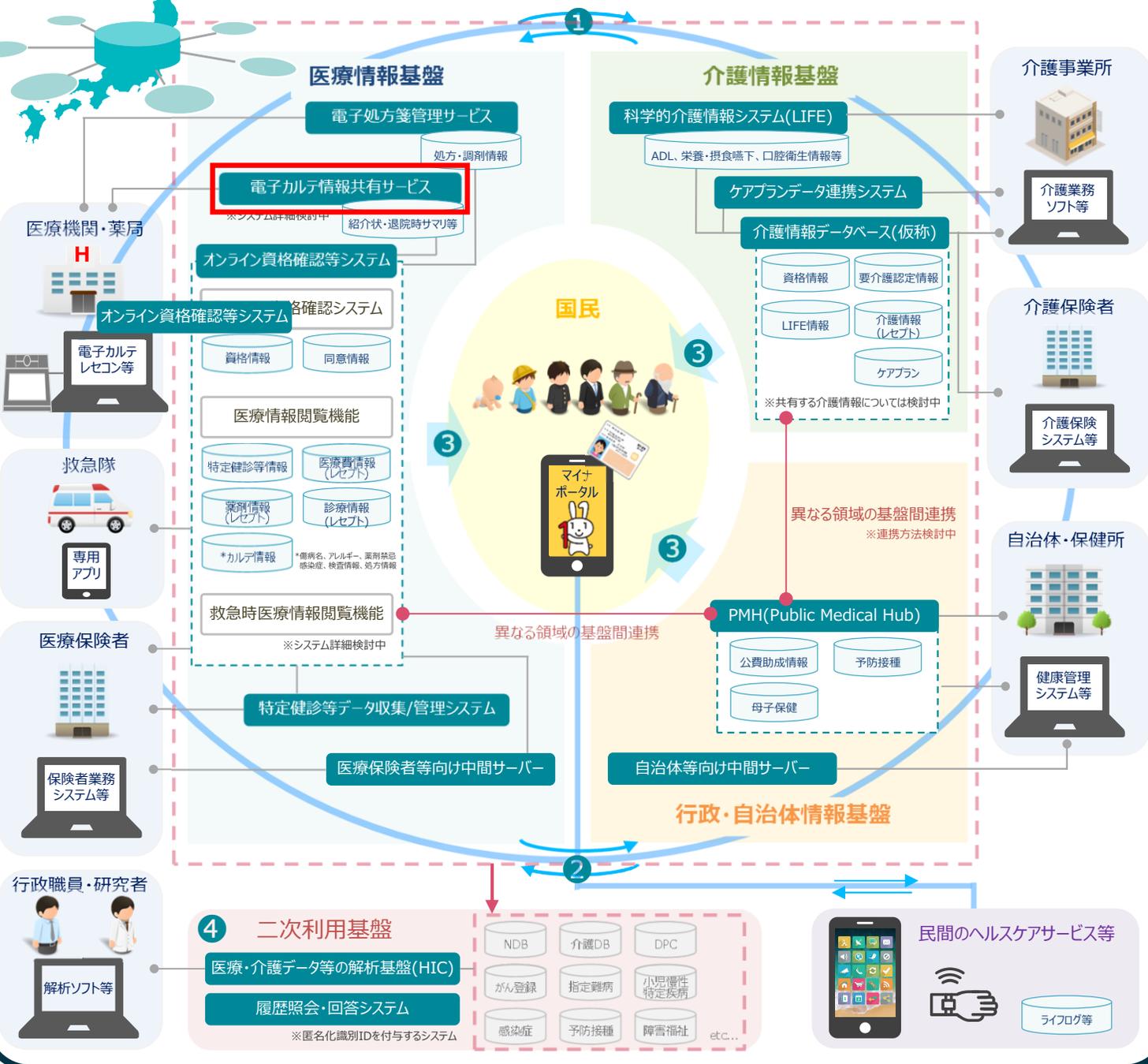
「医療DX令和ビジョン2030」
厚生労働省推進チーム
(令和5年8月30日)

医療DXの推進に関する工程表を踏まえた今後の進め方 (電子カルテ情報の標準化等)



※1: 3文書6情報を薬局側に共有ができるよう、レセプトコンピュータ・薬歴システムにおける標準規格(HL7 FHIR)への対応を検討する。加えて、電子処方箋以外の薬局側から医療機関側へのフィードバック情報についても、その内容や共有方法、必要性等について今後検討予定。

全国医療情報プラットフォーム

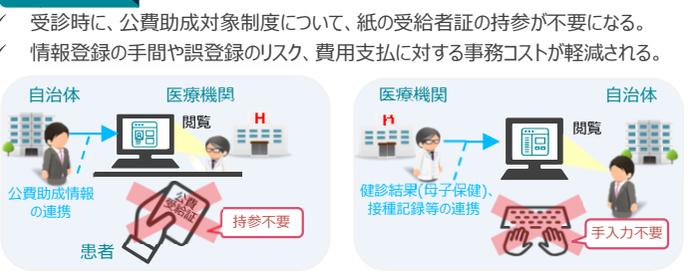


「医療DXのユースケース・メリット例」

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有



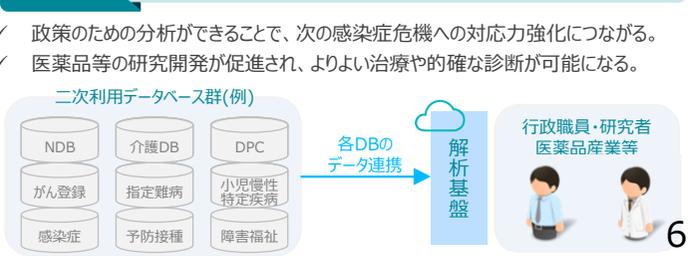
2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減



3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート



4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用



一方で、医療機関における電子カルテ導入率は低く、中でも200床未満の一般病院、診療所での導入率は50%未満にとどまるため、電子カルテそのものの普及率を向上させる取組が必要な状況である。

<表：電子カルテシステムの普及状況の推移>

出典：医療施設調査（厚生労働省）

	一般病院 (※1)	病床規模別			一般診療所 (※2)
		400床以上	200～399床	200床未満	
平成 20年	14.2 % (1,092/7,714)	38.8 % (279/720)	22.7 % (313/1,380)	8.9 % (500/5,614)	14.7 % (14,602/99,083)
平成 23年 (※3)	21.9 % (1,620/7,410)	57.3 % (401/700)	33.4 % (440/1,317)	14.4 % (779/5,393)	21.2 % (20,797/98,004)
平成26年	34.2 % (2,542/7,426)	77.5 % (550/710)	50.9 % (682/1,340)	24.4 % (1,310/5,376)	35.0 % (35,178/100,461)
平成 29年	46.7 % (3,432/7,353)	85.4 % (603/706)	64.9 % (864/1,332)	37.0 % (1,965/5,315)	41.6 % (42,167/101,471)
令和 2年	57.2 % (4,109/7,179)	91.2 % (609/668)	74.8 % (928/1,241)	48.8 % (2,572/5,270)	49.9 % (51,199/102,612)

【注 釈】

- (※1) 一般病院とは、病院のうち、精神科病床のみを有する病院及び結核病床のみを有する病院を除いたものをいう。
- (※2) 一般診療所とは、診療所のうち歯科医業のみを行う診療所を除いたものをいう。
- (※3) 平成23年は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値である。

標準型電子カルテの目的

<目的>

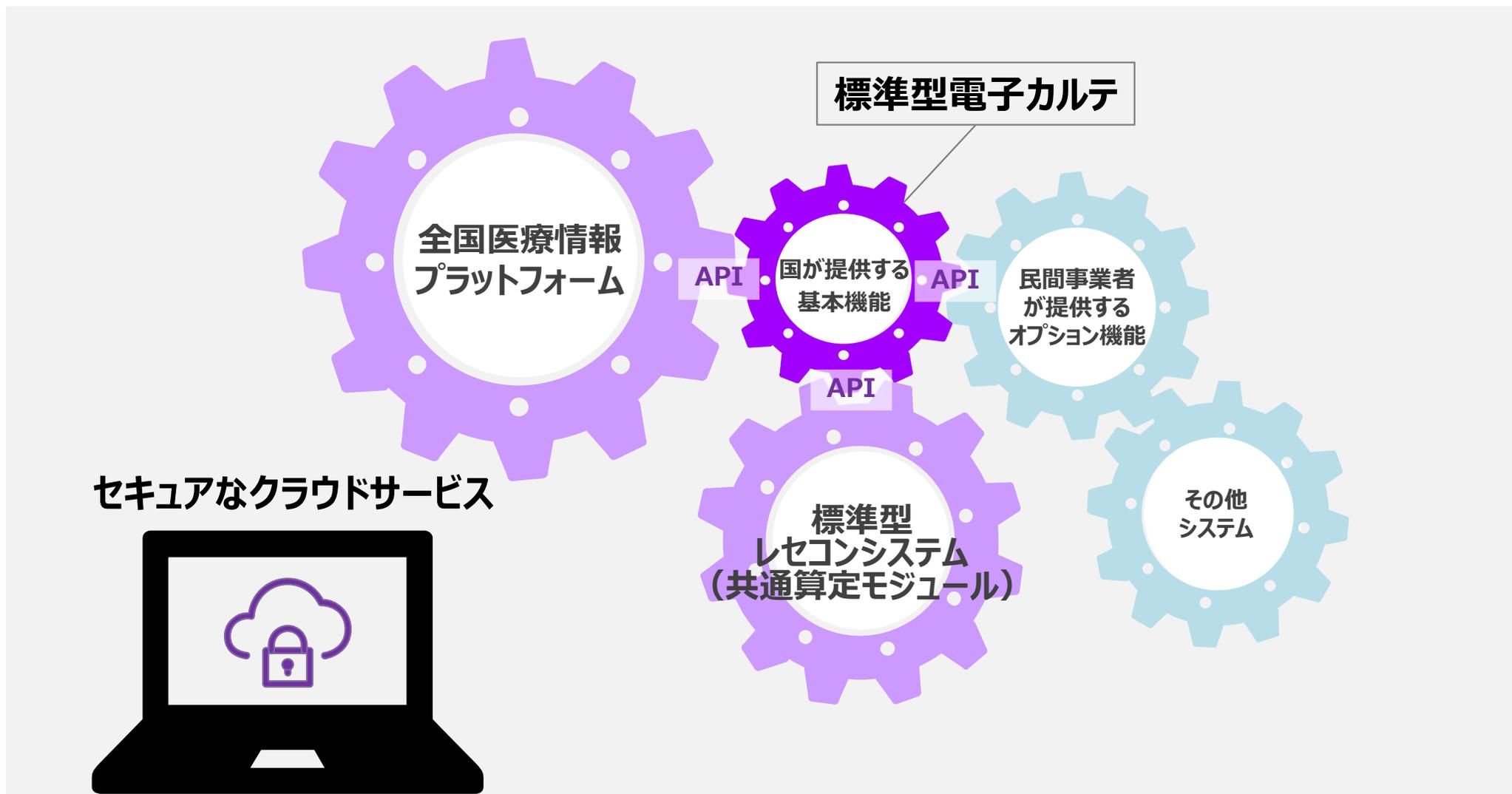
標準型電子カルテの構築にあたっては、

- ① 「切れ目なくより質の高い医療等の効率的な提供」を実現するため、
電子カルテ情報共有サービスを始めとした医療DXのシステム群（全国医療情報プラットフォーム）につながり、
情報の共有が可能な電子カルテ
の構築を目指す
- ② あわせて、「医療機関等の業務効率化」を実現するため、
民間サービス（システム）との組み合わせが可能な電子カルテ
の構築を目指す
こととする。

システム構成・機能

標準型電子カルテのシステム開発のコンセプト(案)

標準規格に準拠したクラウドベースでのシステム構成としたうえで、国が対象施設に共通した必要最小限の基本機能を開発し、民間事業者等が各施設のニーズに応じたオプション機能を提供できるような構成を目指す。



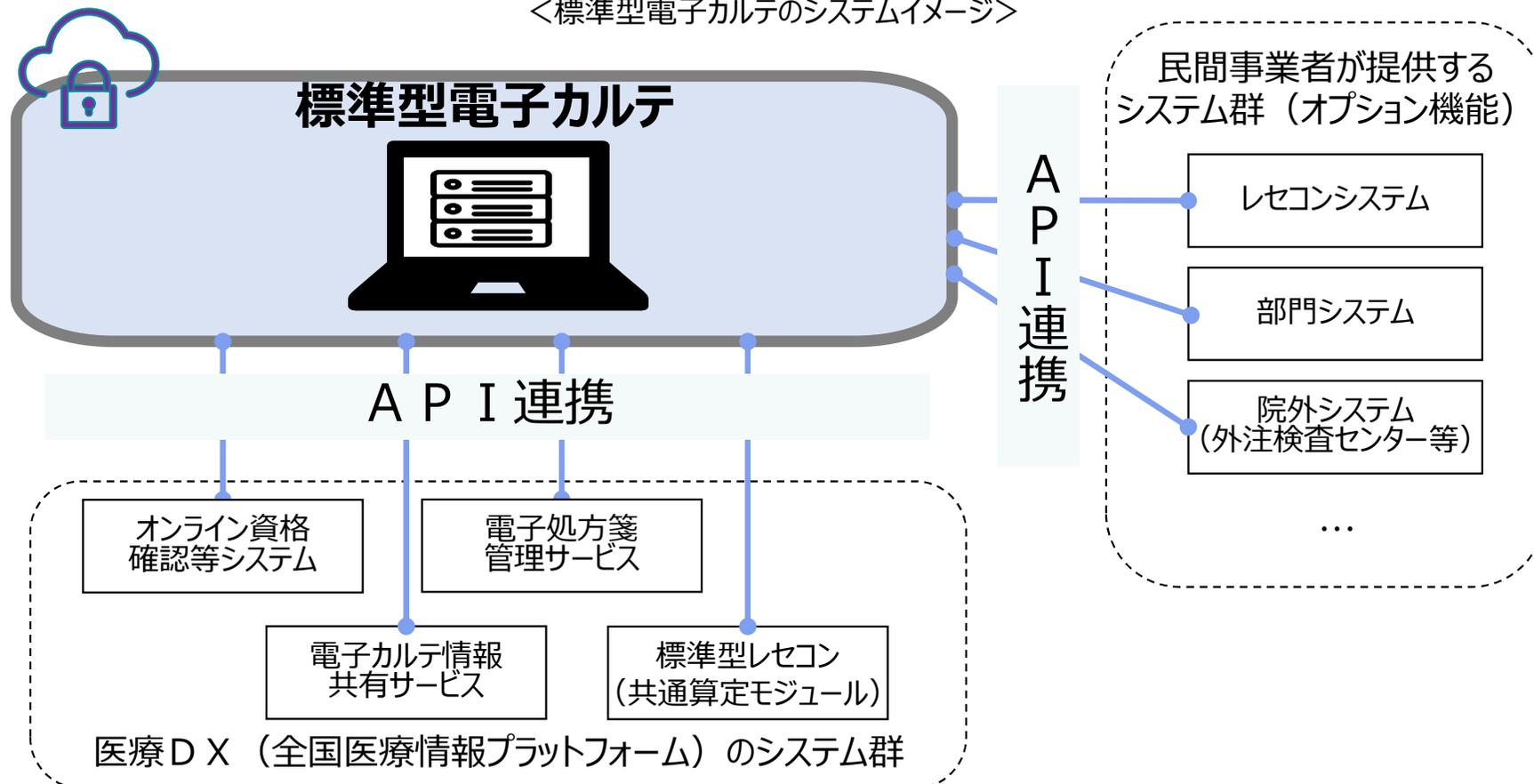
標準型電子カルテのシステムイメージ

標準型電子カルテはクラウド上に配置し、医療DX（全国医療情報プラットフォーム）のシステム群や、民間事業者が提供するシステム群（オプション機能）とのAPI連携機能を実装すべく、検討中。
一方で、民間事業者が提供するシステム群は数多く存在するため、API連携機能の実装に当たっては、以下の論点等を踏まえ、その対象範囲や実装方法等を検討する。

<構築に向けた主な論点>

- システム接続方式：クラウドに配置した標準型電子カルテと部門システム等（オンプレミス）との接続方式
- 標準規格化：部門システム等と接続する上での標準規格化の範囲や既定方法

<標準型電子カルテのシステムイメージ>



システム構成・機能 標準型電子カルテの導入のメリット

標準型電子カルテを導入することで、医療DXのサービス（システム）群の利用が可能となることや、導入や維持負担が軽減されることが期待される。

1. 医療DXのサービス（システム）群の利用

- ✓ 医療DXのサービス（システム）であるオンライン資格確認等システム、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービスとつながることで、
 - オンライン資格確認等システムで扱う**特定健診等情報やレセプトから抽出された診療/薬剤情報**
 - 電子カルテ情報共有サービスで扱う**アレルギー情報や検査情報等の情報**（※1）
 - 電子処方箋管理サービスで扱う**処方・調剤情報**（※2）

が、**マイナンバーカードを用いて本人から同意を取得した上で閲覧**することが可能となる。

※1 傷病名・アレルギー情報・薬剤禁忌情報・感染症情報・検査情報・処方情報

※2 電子処方箋管理サービスとつながることで、電子的に処方箋を扱うことが可能

- ✓ **診療情報提供書等を紹介先医療機関に電子的に共有**することが可能となる。
- ✓ こうした情報を**患者自身がマイナポータル等を用いて確認**することが可能となる。

2. 医療DXのサービス（システム）群の導入や維持負担の軽減

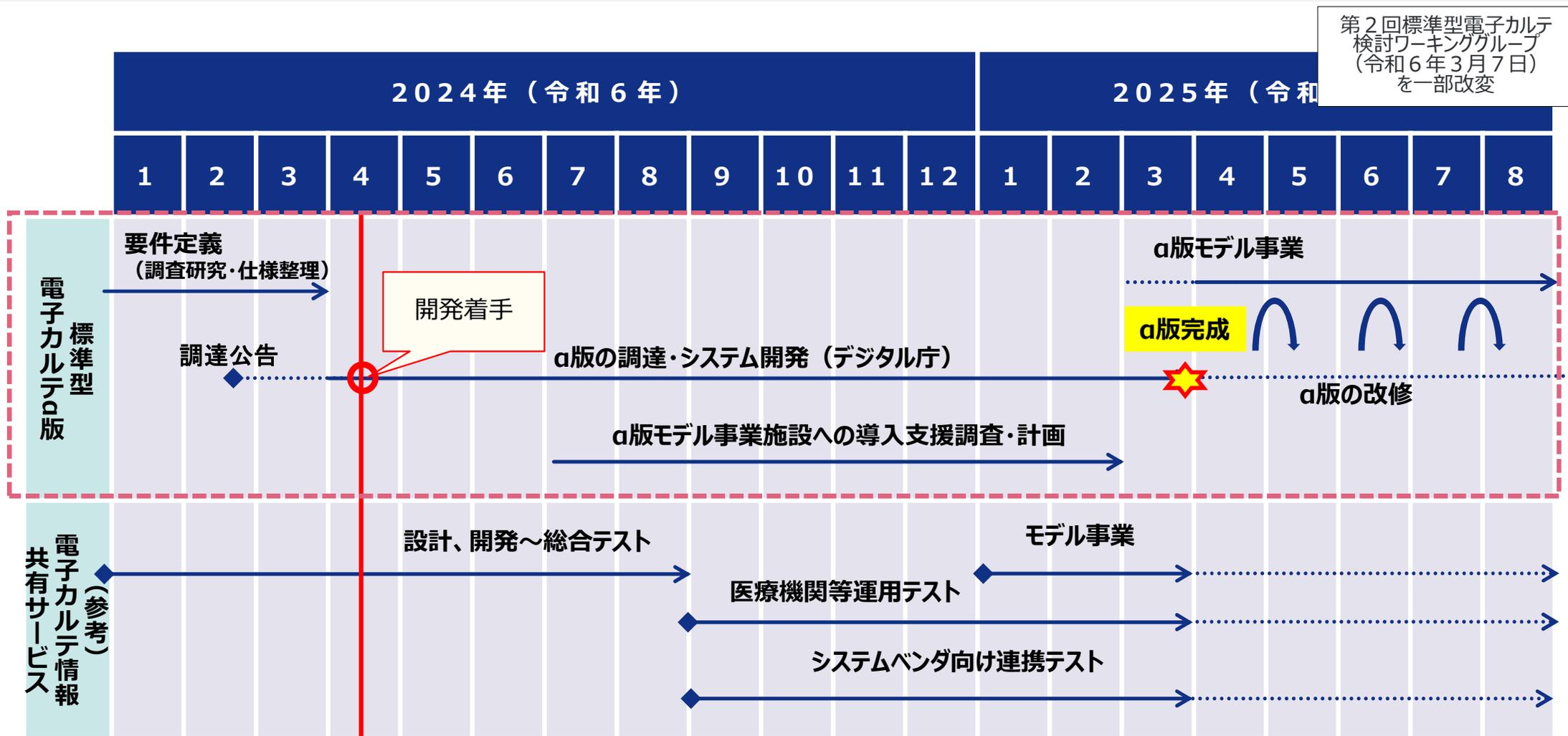
初期の導入時にこうした機能が**標準搭載されるため、導入負担が軽減**される。

また、機能追加等のシステム改修が発生した際に、維持負担が軽減される。

今後のスケジュール

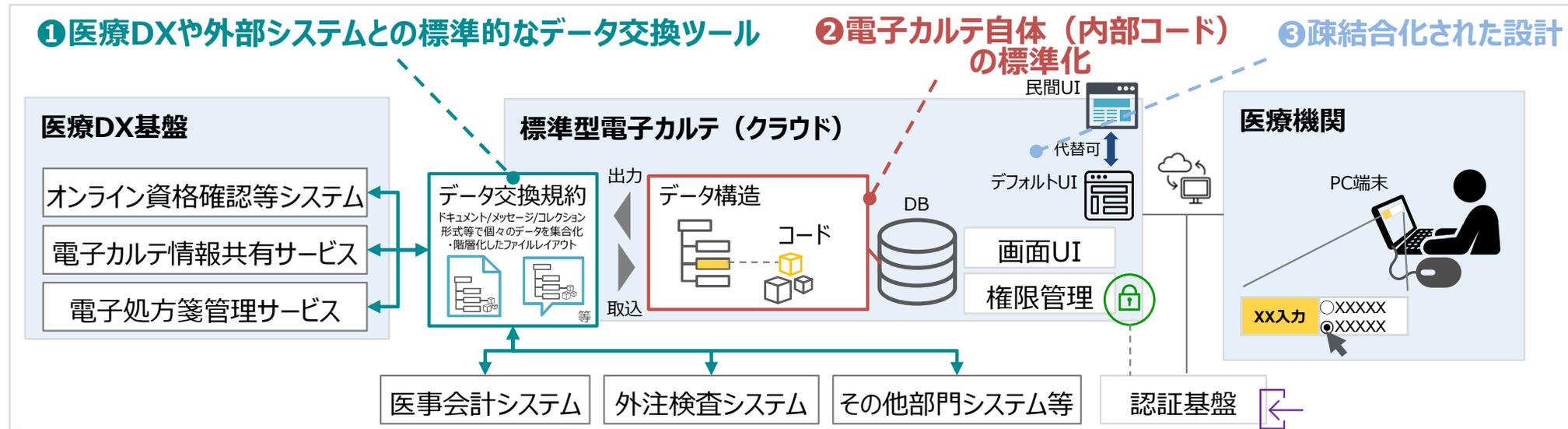
標準型電子カルテa版（医科の無床診療所を想定）の要件定義を踏まえ、a版の開発事業者が決定し、4月中旬よりシステム開発に着手。現在、2025年3月のa版完成に向け、設計仕様の検討を進めている。

今後、システム開発に加え、a版モデル事業施設の調査も実施し、導入計画の策定をおこなう予定である。



標準型電子カルテの意義と特徴

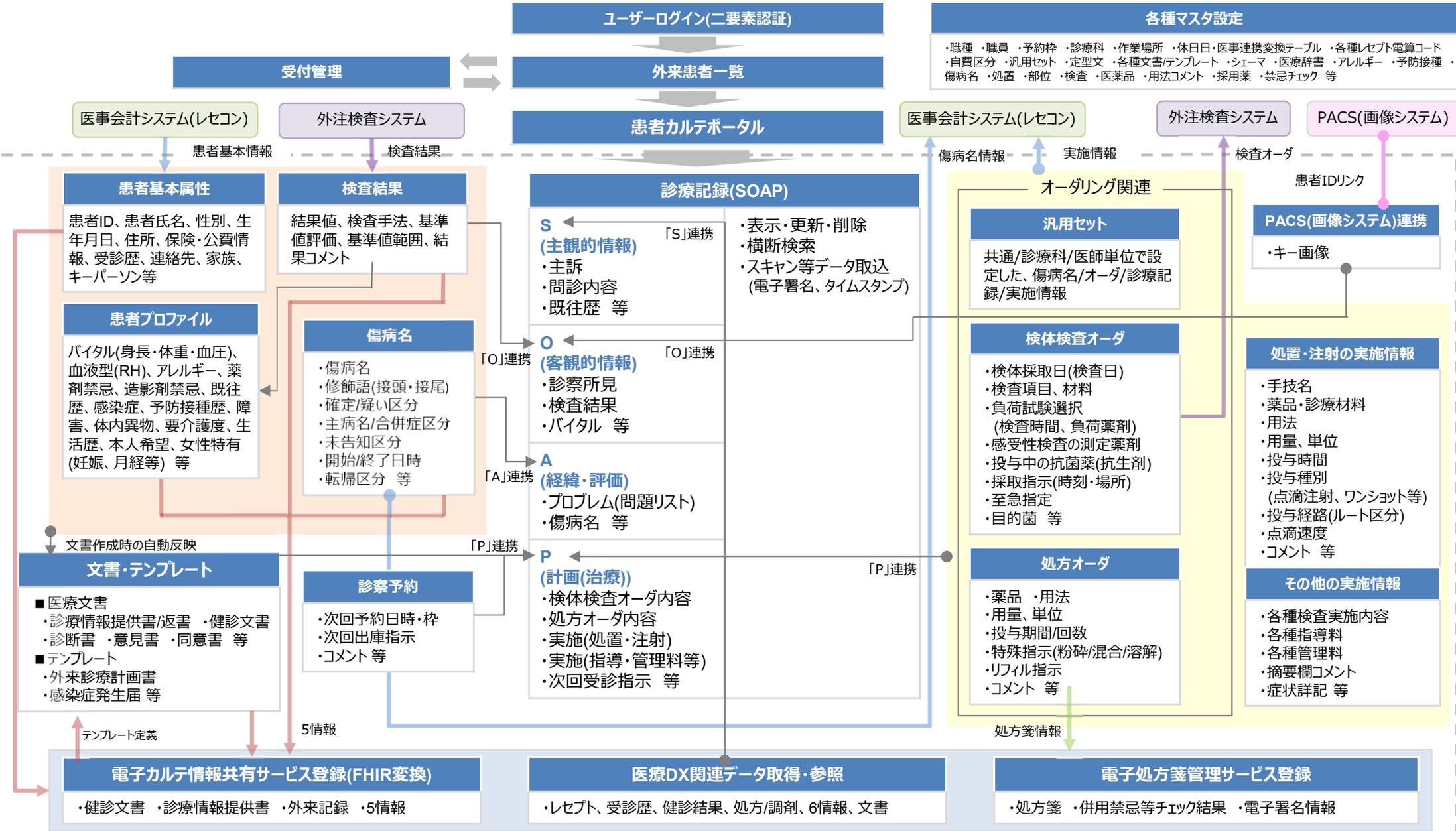
標準型電子カルテでは、基本方針として、医療DX基盤や外部システムとの標準的なデータ交換規約に準拠し、システム内部でもそれらに適合した標準コードを採用する。様々な外部システムと共通化されたデータ連携ができることに加え、コード入力情報の自動引用による負荷軽減や、コード変換処理等の軽減も可能となり、シンプルなシステムとなる。これにより、電子カルテ未導入医療機関での電子カルテ導入を進めるとともに、標準的なデータ交換規約は、既存電子カルテでも取り入れられるよう公開していく。



- | 特徴1 | 特徴2 | 特徴3 |
|---|--|---|
| <h3>医療DXを活用した新たな付加価値</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療DXのサービス(システム)群の利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オンライン資格確認等システムで扱う特定健診等情報やレセプトから抽出された診療/薬剤情報</u> ・ <u>電子カルテ情報共有サービスで扱うアレルギー情報や検査情報等の情報</u> ・ <u>電子処方箋管理サービスで扱う処方・調剤情報</u> ■ <u>診療情報提供書等を紹介先医療機関に電子的に共有</u> ■ <u>こうした情報を患者自身がマイナポータル等を用いて確認可能</u> | <h3>標準規格対応による負荷軽減</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>標準型レセコンを見据えた医事会計システムとのシームレスなコスト連携</u> ■ <u>標準化されたデータ構造・コードマスタ</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>煩雑なコード変換処理(マッピング管理)が不要なシステム間連携</u> ・ <u>各種文書へのデータ自動引用</u> ・ <u>独自のローカルコードを排した民間電子カルテシステム移行用のデータ抽出・出力</u> ■ <u>定期的に刷新される診療報酬様式等のメンテナンスに係る医療現場負荷軽減</u> | <h3>民間サービス組み合わせによる拡張性</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>外注検査機関との共通化されたオーダ連携</u> ■ <u>民間部門システムを介した医療機器データ連携</u> ■ <u>民間のオプションモジュールとの組み合わせによる機能追加</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>診療科特化機能</u> ・ <u>通院支援サービス(Web予約等)</u> ・ <u>オンライン診療サービス等</u> ■ <u>民間UIへの代替</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>診療科特性や好みから選択できる、民間事業者提供UI製品との組み合わせ活用</u> |

参考. 標準型電子カルテα版の実装スコープ案

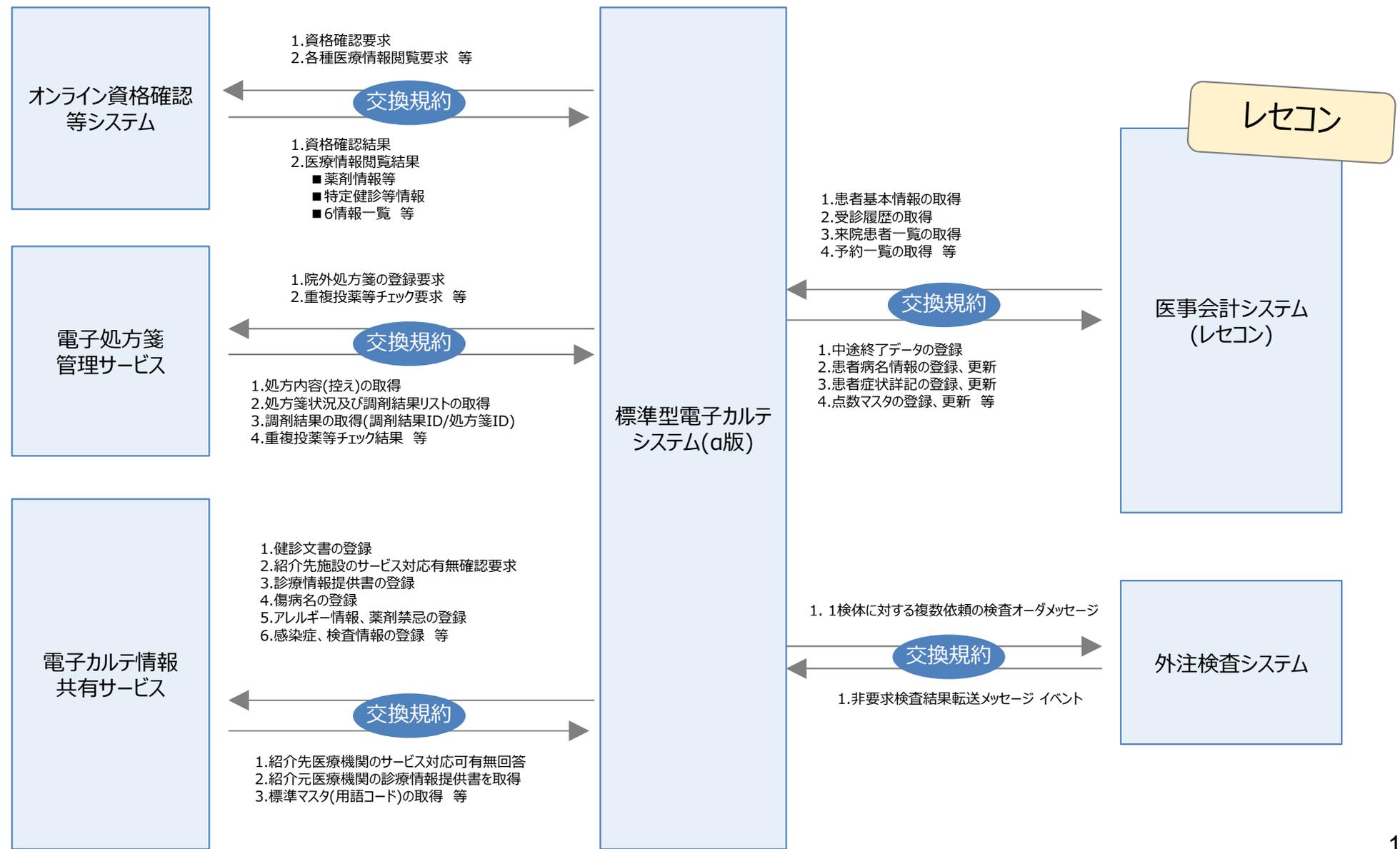
前述の方針と想定業務をふまえ、標準型電子カルテα版の実装スコープ案として、以下のイメージを想定。



標準型電子カルテα版で予定している医療DXや外部システムとの連携範囲

標準型電子カルテ（α版）では、外部システム群としてレセコンと外注検査システムとの標準的なデータ連携を目指す※

※外部システムとの接続は、双方の準備が整い次第実施



標準型電子カルテシステム(α版)の業務フロー全体像

来院受付

顔認証付きカードリーダー

1. オンライン資格確認
2. 医療情報閲覧同意
3. 処方箋発行形態確認
4. 限度額情報の提供同意

初診患者

初診受付

【患者対応】

1. 診察申込書の確認
2. 保険情報の確認
3. 新患登録
4. 診察券の発行
5. 受付票の発行
6. 待合の案内

再診受付

【患者対応】

1. 予約票、診察券の確認
2. 保険情報の確認
3. 受付票の発行
4. 待合の案内

外来受付

【患者対応】

1. 本人・受診内容確認
2. 診察前検査がある場合は当該場所へ案内
3. 紙の同意書や持ち込み書類等があれば受領
4. 診察進捗状況確認
5. 診察枠の振り分け
6. 問診票の記入説明
7. バイタル測定(身長・体重・血圧等)の案内
8. 待合案内、問診票交付
9. 記載済みの問診票受領
10. 問診内容確認、不明点等の聞き取り

【事務対応】

11. 受領書類のスキャン取込
12. 問診内容を患者プロフィールに登録

文書受付

【患者対応】

1. 本人確認
2. 診断書・証明書等の申し込み受付
3. 会計の案内

【事務対応】

4. 診断書・証明書等の交付・郵送

診察・検体採取・検査・処置

診察室

<共通>

1. 患者呼び込み、本人確認
2. 問診票、患部の確認
3. オンライン資格確認等システムの医療情報・受診歴等の閲覧
4. 電子処方箋管理サービスの調剤結果の閲覧
5. 電子カルテ情報共有サービスの診療情報提供書の閲覧
6. 患者プロフィールの参照、追加・修正
7. 皮膚状態等の写真撮影、画像取り込み
8. 医用画像の閲覧
9. 医療面接(主訴等)、触診
10. 診断内容や治療計画の説明、療養上のアドバイス・指導
11. 診療記録(SOAP)の登録
12. 傷病名の登録
13. 指導・管理料、摘要欄コメント等のコスト情報や症状詳記の登録
14. 外来記録の登録

<検体検査オーダー>

15. 検体検査内容説明
16. 検体検査オーダーの登録

<検体検査結果確認>

17. 検査結果(外注検査等)の確認・説明
18. 検査結果帳票の印刷・交付

<処方オーダー>

19. 処方内容説明
20. 処方オーダーの登録(リフィル処方含む)
21. 併用禁忌等チェック
22. 院外処方箋の電子署名・印刷
23. 院内処方用引換券の印刷・交付

<他院紹介>

26. 他院紹介の口頭同意取得
27. 紹介先医療機関の検索・受入調整
28. 診療情報提供書の作成・送信

<次回予約>

29. 次回診察日予約
30. 予約票の交付

採血室

1. 本人確認

2. 検査内容の確認

【採血の場合】

3. 採血管(採血スピッツ)準備
4. 採血管ラベル発行・貼付
5. 患者呼び込み、本人確認
6. 採血実施

【採尿・採便の場合】

7. 検体容器ラベル発行・貼付
8. 検体容器の交付
9. 検体採取
10. 採取後検体容器の受領

各種検査室

1. 本人確認

2. 検査説明書交付

3. 侵襲的な検査の場合、同意書交付

4. 署名済みの同意書受領

5. 各種検査等の実施

6. 実施内容(コスト)の登録

処置室

1. 本人確認

2. 検査説明書交付

3. 処置・注射の実施

4. 実施内容(コスト)の登録

執務室

1. 文書作成

・診療情報提供書(再掲)

・返書

・診断書/証明書

・死亡診断書

・各種健診文書

・各種意見書・臨個票

・感染症発生届 等

計算・会計・調剤

計算受付

【患者対応】

1. 書類一式受領
2. 患者向け書類のみ返却
3. 本日内容の実施済み確認
4. 待合案内

【事務対応】

5. 会計計算入力

会計受付

【患者対応】

1. 患者呼び出し
2. 精算
3. 領収書発行
4. 院内処方用引換券発行

院内処方受付

【患者対応】

1. 院内処方用引換券の確認
2. 調剤・監査
3. 服薬指導
4. 薬剤交付

電子カルテシステムが関わるアクション内容

帰宅

今後のスケジュール

